

軽自動車税

軽自動車税とは

軽自動車税とは、原動機付自転車、軽自動車、二輪の小型自動車、小型特殊自動車（これらを軽自動車等と総称します。）を所有することにかかる市町村税です。

納税義務者

毎年4月1日（賦課期日）現在、町内に定置場がある軽自動車等を所有する人。
1年分の税額になりますので月割で課税・還付されることはありません。

税 額

	車 種	税 額
原 付	50cc以下	1,000
	50ccを超え90cc以下	1,200
	90ccを超え125cc以下	1,600
	ミニカー	2,500
小型特殊自動車	小型特殊自動車（フォークリフト、ショベル、ローダー等）	4,700
	小型特殊自動車（農耕作業用）	1,600
軽自動車	軽自動車二輪（総排気量125cc～250cc以下側車付を含む）	2,400
	三輪車	3,100
	四輪乗用（自家用）	7,200
	四輪乗用（営業用）	5,500
	四輪貨物（自家用）	4,000
	四輪貨物（営業用）	3,000
二輪の小型自動車	二輪の小型自動車（250ccを越えるもの）	4,000

登録・廃車の手続

車種によって登録・廃車の手続き場所が異なりますのでご注意ください。

軽自動車の種類	手 続 場 所
原動機付自転車 （125cc以下のバイク）	川南町役場税務課賦課係 川南町大字川南13680番地1 電話：0983-27-1021（内線313）
小型特殊自動車 農耕用トラクターなど	
四輪軽自動車 （乗用・貨物）	宮崎県軽自動車協会 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2729番地31 電話：0985-51-3070
二 輪 （126cc～250cc）	
二輪の小型自動車 （251cc以上のバイク）	九州運輸局 宮崎運輸支局 宮崎市本郷北方字鶴戸尾2735番地3 電話：0985-51-3824

よくある質問

- Q 軽自動車を所有していないのに納付書が届いた。
A 軽自動車税は4月1日現在の所有者が納税義務者となります。
軽自動車を譲渡、処分しても4月1日までに名義変更、廃車届などの手続きが必要です。